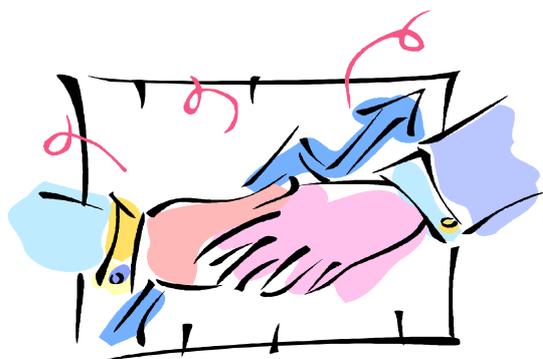


# まちを育む 市民と行政の協働ルールブック

～市民が輝き活気あふれる小牧を創造する「協働の手引き」～

## 『はじめての一步（理念）』編



平成20年3月

## 用語の定義

【協働】・・・様々な組織が、自立的・主体的に、共通の目的・目標（例えば、現在小牧市で生じている地域課題の解決）を達成するために、お互いの立場や特性を認めあい、尊重しながら協力して活動すること

【市民】・・・市内在住、在勤、在学者のほか、市内で市民活動を行う方

【市民活動】・・・市民が自主的・自立的に行う、営利を目的としない社会貢献活動。ただし、次に掲げる活動は除く

- 社会的秩序を乱すおそれのある活動
- 政治的な活動

【市民活動団体】・・・市内で市民活動を行うグループ・ボランティア（特定非営利活動促進法に定める法人格の有無は問いません。）

【地域コミュニティ】・・・行政区、町内会、子ども会、PTA、老人クラブなど、地域のつながりを基本とした組織

【CSR】・・・「Corporate Social Responsibility」の略で、一般的には「事業者の社会責任」と訳され、事業者も営利目的だけでなく、環境保全や文化振興等にも貢献すべきであるという考えのもとに成立した概念

## ルールブックとは・・・？

本来の意味は、「競技の規則をまとめて本にしたもの」となっています。

このルールブックでは、平成17年度に施行した『小牧市市民活動推進条例』で定める市民活動推進に関する基本事項をより解りやすく、より具体化し、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政が、ともに手を取り合いながら【市民が輝き活気あふれる小牧】を創造するために、皆さんがどのような心構え、どのような姿勢で取り組めば良いのか？という、「協働によるまち育てを行う際の約束事」を記しています。



## 序章 ～新たなつながりを築くために～

私たちのまち小牧は、先人たちによって培われてきた歴史・文化と積極的な工場誘致により、尾張北部の活力あるまちとして発展してきました。

こうした発展の一方では、

- ◆ 市内で多発する犯罪に対する地域防犯活動
- ◆ 外国籍市民の増加に伴う多文化共生社会の構築
- ◆ 地域における環境美化活動
- ◆ 子どもの健全な育成支援

などの地域課題も表面化しており、これらの課題への取り組みが求められています。しかしながら、以前は自分たちでやっていたことや地域で協力し合ってきたことにも関心が低くなり、行政や特定の人たちに任せがちなのが現状です。

近年、このような状況を変えるべく、同じ志（こころざし）を持ってよりよいまちを育んでいこうという人々や市民活動団体などが増えてきています。そうした方々と、行政、事業者がともに協働すれば、たとえ困難なことでも解決できるはずです。

そのため、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政がお互い「認めあい」、「支えあい」、「尊重しあい」ながら、自ら「考え」、「行動」する協働のルールについてまとめました。

市民が輝き活気あふれる小牧を目指して…

平成20年3月

『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会

※ このたび策定するルールブックは、基本的なルールについて定めた「理念編」と、実際に協働を進める際の「実務編」の二編に分かれます。今回は「理念編」の策定作業を先行して進めました。「実務編」は平成20年度に策定の予定です。



## 《目次》

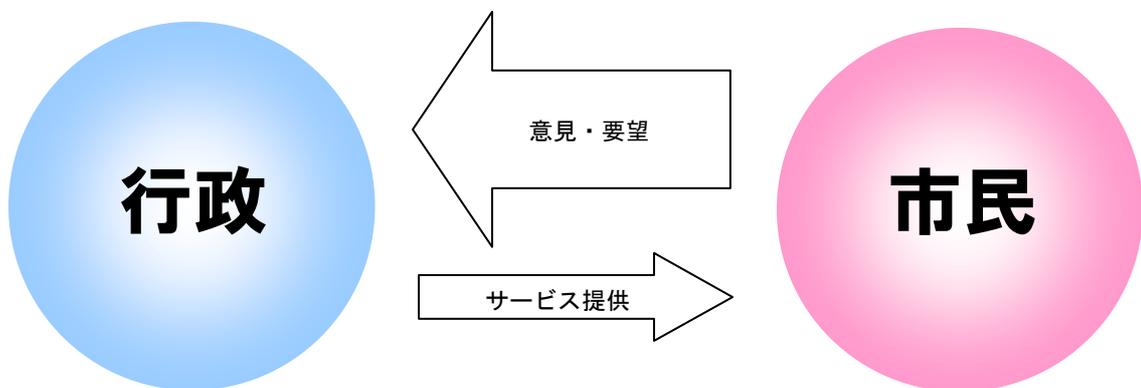
<b>第1章 まち育ての新しいスタイルとは</b>	
1	これまでの関係……………3
2	今後のまち育てに求められる姿……………4
<b>第2章 「協働」をはじめるとあって</b>	
1	協働のメリット……………6
2	協働における5つの原則……………7
3	協働における姿勢……………8
4	協働の種類……………10
<b>第3章 「協働」を実りあるものにしよう！</b>	
1	協働のステップ……………12
2	評価・改善の仕組み……………13
<b>第4章 市民が輝き活気あふれる小牧を目指して</b>	
1	協働推進に向けての基盤整備……………14
2	今後の課題……………15
<b>参考資料</b>	
1	ルールブック策定方針……………16
2	ルールブック策定までの経過……………18
3	『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会名簿 ……………20

## 第1章 まち育ての新しいスタイルとは

### 1 これまでの関係

これまでの「まちづくり」といえば、行政と一部の市民活動団体のみで行うことが多く、大半の市民は、行政の行う公共サービスに対して意見や要望を述べるだけでした。

しかし、近年の著しい社会情勢の変化により市民ニーズが多様化し、行政だけの公共サービスでは市民の満足感が得られなくなってきていることも否めません。



#### 《問題点》

- △前例・慣習による画一的な公共サービスの提供
- △地域課題によっては対応し切れない場合もある

#### 《問題点》

- △行政への依存
- △過剰なサービスの要求

### まち育て豆知識（その1）

#### 《NPOとは…？》

最近、いろんなシーンでよく耳にしますがNPOとは何の略でしょう？

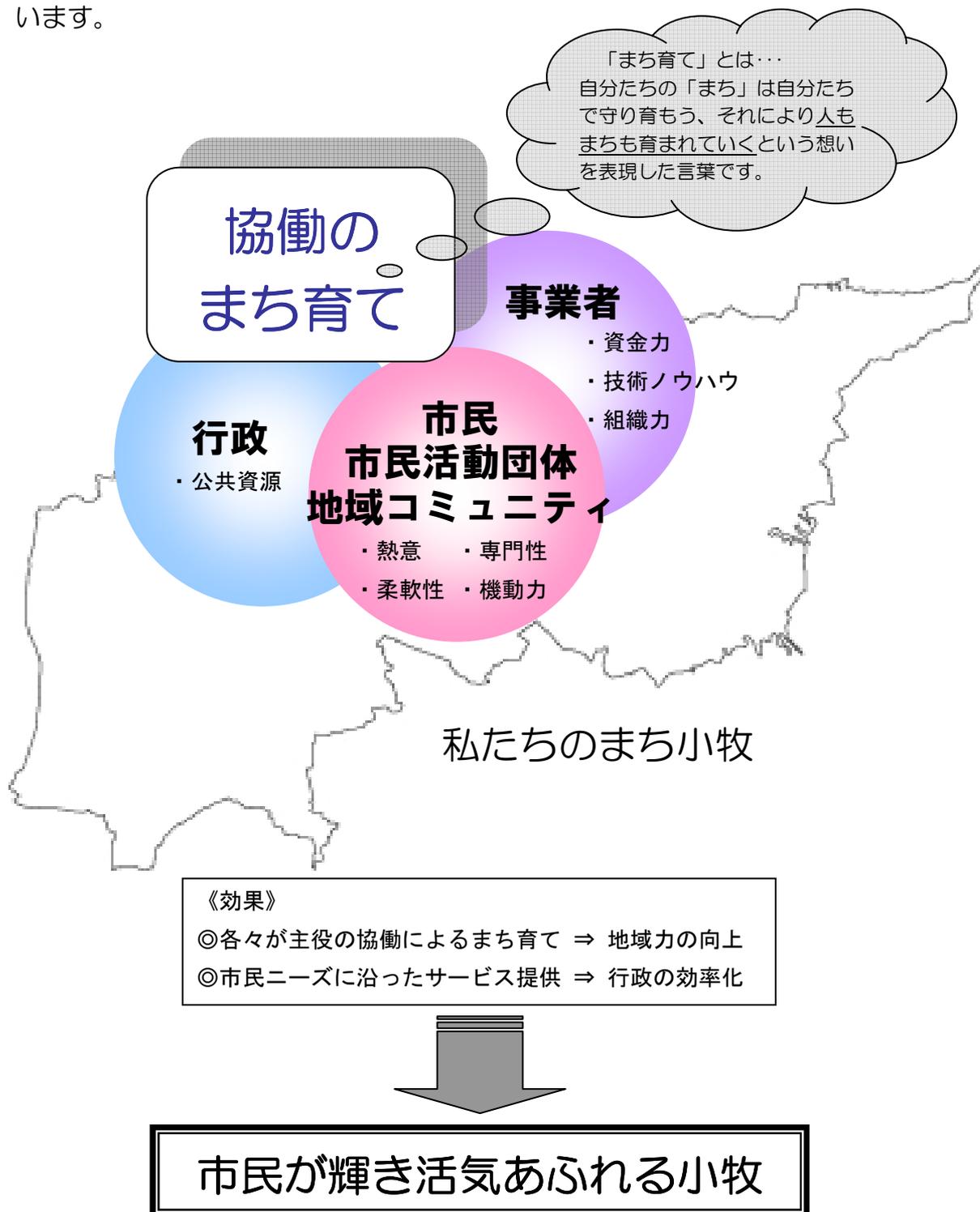
答えは、「Non Profit Organization」の頭文字を取ったもので、直訳すると「非営利組織」となります。利益を得るのが目的でなく、社会に貢献するのを目的とするグループのことを指します。

NPOには法律で定められた「NPO（特定非営利活動）法人」と法人格を持たない「任意団体」とに分類されます。



## 2 今後のまち育てに求められる姿

行政単独では対応できなくなっている地域の様々な課題に対して、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政が、それぞれの長所を活かし、ともに手を取り合いながら協働で解決していくことが求められています。



## ＝それぞれの役割＝

協働を進めるにあたってのそれぞれの役割は、以下のようなことが考えられます。

### 【市民】

自ら地域を良くしようとする気持ちがとても大切です。どんなに小さくても、その志（こころざし）が集えば、地域にとって大きな力になります。

『自分たちのまちは、自分たちが育む』、協働の原点です。

### 【市民活動団体】

市民の自発的な志を形にします。一人ではできない社会貢献活動も、志を同じくするものが集うことにより可能となります。また、常に市民の目線に立ち、行政や企業にできない専門的な知識を活かしたサービスを行います。その継続的・発展的な活動は、まち育てだけでなく人づくりにも貢献します。

### 【地域コミュニティ】

地域コミュニティは、住民自治の基本であり相互扶助により生活を営んでいく、いわば協働の原点です。また、小牧は地域に根ざした市民活動が盛んであると言えます。

こうしたことから、地域コミュニティが果たす役割として、「地域⇄市民活動団体」、「地域⇄事業者」、「地域⇄行政」とを結ぶパイプ役を担うとともに、ときには協働事業の実施主体となることも期待されています。地域の活性化を図る上で非常に重要な役割を持っています。

### 【事業者（企業）】

事業者の社会的責任（CSR）に対する姿勢が注目されています。それに伴い、社会貢献活動に対する理解も深まってきており、今後は事業者が持つノウハウを活用しながら、協働の担い手としての役割が期待されます。

### 【行政】

行政は、市民・市民活動団体の志を尊重しながら目的の共有と相互理解につとめ、課題解決のために自らが持つ資源を最大限に活用することが望まれます。

## 第2章 「協働」をはじめるとあって

### 1 協働のメリット

#### 1) みんなが主役！

様々な事業を協働で進めることにより、市民一人ひとりが地域社会を見直す機会につながり、市民が主役の協働によるまち育てに移行することができます。

#### 2) みんなが納得！

行政だけでは十分な対応が困難になってきている多様な市民ニーズに対し、様々な特性を持った市民活動団体と協働で事業を行うことにより、ニーズに沿ったサービスが可能となります。

#### 3) みんなで育む！

協働における役割分担を明確にすることで各々の行動に責任感が生まれ、「みんなで力を合わせて小牧を育む」という意識が芽生えます。

#### 4) みんなが安心！

これまで市民や市民活動団体が主体となって取り組んできた事業に対しては、行政との協働により、継続性のある安定した事業の実施が可能となります。

#### 5) みんなが満足！

これまで行政のみで行ってきた公共サービスを、市民との協働で実施することで、行政の効率化が図れるとともに、市民の満足感が得られます。

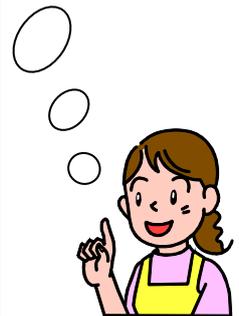
### まち育て豆知識（その2）

#### 《市民活動の分野》

市民活動の分野については、特定非営利活動（NPO）法で17分野に分類がされています。

主なものとしては、「保健・医療・福祉」「学術・文化」「環境保全」「子どもの健全育成」などがあり、行政が行っている公共サービスのすべてを網羅していると言っても過言ではありません。

したがって、市民活動団体と行政が協働を推し進めることが出来れば、市民活動団体は十二分に公共サービスを補完できる立場になれるということです。そのためにも、協働ルールの策定が必要不可欠です。



## 2 協働における5つの原則

- 1) お互いの志（こころざし）を共有しよう（意志共有の原則）
  - 協働にあたり、各々の「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意味がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。
- 2) 同じ目線で取り組もう（対等性の原則）
  - 協働事業を遂行する際、「行政は市民活動団体を下請け感覚」「市民は行政に依存」では今までと何ら変わりません。お互いがともにまち育ての主役として認めあい、対等なパートナーとして取り組むよう心がけましょう。
- 3) お互いの立場や特性を理解し、尊重しよう（相互理解の原則）
  - 協働の際には、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。お互いの「立場」や「特性」を理解し、尊重し合うことが大切です。
- 4) お互いに足りない部分を補おう（補完性の原則）
  - お互いには得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に活かすために、各々の「役割」と「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要だと言えます。
- 5) 協働で行った事業については広く公開し、みんなに理解してもらおう（公開性の原則）
  - 自分たちの地域を良くしていくためには、事業に関わる人だけでなく、地域の方々の理解と協力がなければうまくいきません。そのためにも事業を広く公開し、より多くの方に協働の意義を知ってもらうことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

### 小牧で活躍する市民活動団体①「米野さわやか会」



設立/2002年7月 会員数/80名

会長/末松雅彦さん

■米野区を主な活動区域として道路美化活動などを行っています。小学生や中学生も積極的に活動に参加しており、平成19年には市長への提言を行い、「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」制定のきっかけとなりました。

### 3 協働における姿勢

#### 《共通》

- 「まずは試しに一緒に（協働で）やってみよう！」という心構えを持ちましょう。
- お互いが日頃から積極的に情報交換を行い、常に意思の疎通を図りましょう。
- 各々が実施している活動について、日頃から協働の可能性を探るような意識を持ちましょう。
- 協働の際にお互いの考えや価値観のずれが生じた場合、すぐに否定的な結論を出さず、お互いが時間をかけて話し合い、ずれを修正するよう努力しましょう。
- 協働事業を進めるにあたって、事業の進行に遅れが生じたり、事業の継続が困難になるような不測の事態（＝リスク）が生じる可能性があります。そのため、各々がどのようなリスクが存在するか十分に注意を払い、回避するための対策を立てておくことが大切です。（リスクマネジメント）

#### 《市民》

- 「自分たちで出来ることは自分たちの手で」というボランティア意識を持ちつつ、まずは、できることを無理なく、できる範囲から始めましょう。
- 個人の想いで終わるのではなく、想いを「地域の力」へと発展させていく姿勢を持ちましょう。

#### 《市民活動団体》

- 想いのみではなく、実現性を十分に考慮した上で行動するよう心がけましょう。
- 行政には様々な制約があり、ルールに沿って動いているということを理解しましょう。
- 公の資金を使う場合は、その責任を自覚しましょう。
- 協働は「ともに力を合わせて共通の目的に向かって活動すること」であり、行政に頼り切ってしまうように心がけましょう。

#### 《地域コミュニティ》

- 「自分たちの地域は自分たちの手で」という自治の精神と、「困ったときはお互いさま」という相互扶助の精神を持ちましょう。
- 地域に根ざした市民活動に対する理解と、できる限りの支援を促す姿勢を持ちましょう。

### 《事業者（企業）》

- 地域社会の一員としての自覚を持ち、市民活動に対する理解促進に努めましょう。
- 市民活動への積極的な参画に努めましょう。

### 《行政》

- 「市民に任せてみよう！」という心構えを持ちましょう。
- 市民のニーズを的確に把握・分析し、市民が担える部分についての検討を行いましょ。
- 市民活動を促進支援する行政の仕組みづくりを行いましょ。
- 行政職員は「市民全体の奉仕者」であることを再認識しましょ。
- 市民活動の果たす役割の重要性を認識し、市民協働に向けて努力しましょ。
- 協働の際には、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Action)すべてにおいて市民参画を促しましょ。
- 協働事業を実施する際、行政職員は市民に対して「見守る」姿勢を持ちましょ。
- 事業は丸投げや下請け感覚になるのではなく、「できることは協働で」という姿勢を持ちましょ。

## 小牧で活躍する市民活動団体②

### 「一色コスモスサポート学習の会」

設立/2005年9月 会員数/7名

会長/平坂礼子さん



■一色小学校区に在住する外国人児童（主に3年生以下）の学習支援を行っています。外国籍市民が9,000人を超える国際都市の小牧にとっては、多文化共生社会の構築が急務となっています。同会は「ことばの壁がすべての壁につながる」を教訓に、多文化交流機会の第一歩となる「ことば」の障壁をとりのぞく活動を行っています。

## 4 協働の種類

市民活動団体と行政の協働の種類を例に示すと、「事業委託」「事業共催」「事業補助」「後援」などが考えられます。

### ■ 事業委託 ・ ・ 行政の所管事業について、専門知識や実務経験の豊富な市民活動団体に委託するもの

#### 【効果】

- ・ 市民活動団体が持つ専門性・先駆性・柔軟性などが発揮されることで、より市民ニーズに合ったサービスが提供できます。
- ・ これまで行政が担ってきた事業を市民活動団体に委託することで、公共サービスの見直しにつながり、行政の効率化が図れます。

#### 事業例：市民活動センター管理運営業務委託

- ・ 市民活動の総合的な拠点である市民活動センターの管理運営を「特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク」が行うことにより、利用者である市民・市民活動団体のニーズに対して柔軟な対応が可能となります。



### ■ 事業共催 ・ ・ 市民活動団体が、行政と共同で事業を行うもの

#### 【効果】

- ・ お互いが対等な立場で、企画段階から協議を重ね、責任分担を明確にして事業を実施することができます。
- ・ 事業計画・実施にあたり、市民活動団体が持つ専門的な知識を活かすことができます。
- ・ 市民のニーズにより近い事業の企画・実施が可能になります。

#### 事業例：中部フィルハーモニー交響楽団定期演奏会

- ・ 「特定非営利活動法人中部フィルハーモニー交響楽団」が定期的に行っている演奏会を、行政と共同で行うことにより市民会館使用料が減免され、法人の財政負担の軽減が図れるとともに、市民の豊かな心の育みにもつながります。



■ 事業補助・・市民活動団体が実施する公益性の高い事業について、行政が事業費の一部を補助・助成するもの

【効果】

- ・ 市民活動団体が行う公益事業に補助金等を交付することにより、サービスの質や量をより高めることが可能となります。
- ・ 市民活動団体の自主性、柔軟性、先駆性などの特性を阻害することなく、よりきめ細やかなサービスを提供することができます。

事業例：みんなで見守ろう登下校（市民活動助成金交付事業）

- ・ 通学路パトロールを実施している「三ツ山パト会」が、通学路である地下道の環境を良くするため、壁面に絵画を描く公益事業を企画立案し、その事業費の一部を行政が補助を行うことで、団体の思いや自主性を損なうことなく、有益な支援が行えます。



■ 後援・・市民活動団体が自主事業を行う際に、行政の名義使用の許可を行うもの

【効果】

- ・ 事業に対する相互理解が図られ、お互いの信頼関係だけでなく、社会的な信頼も得ることができます。

事業例：防災講演会

- ・ 「小牧防災リーダー会」が自主事業で開催する防災講演会に行政が後援することで、事業の社会的信頼を得ることが可能となるとともに、会の活動の活性化にもつながります。



なお、これらの方法以外にも、「事業協力」、「協議会・審議会」などの協働パターンが考えられます。

また、協働相手も市民活動団体と行政に限らず、ケースによっては「市民活動団体⇄事業者」、「地域コミュニティ⇄行政」など、多種多様な協働が考えられます。

## 第3章 「協働」を実りあるものにしよう！

### 1 協働のステップ

今回策定した協働ルールブックを足がかりにして、今後は様々な協働事業が展開されていくと思います。しかしながら、せっかく協働で進める事業も「行き当たりばったり」や「やりっぱなし」では、実りある効果は期待できません。

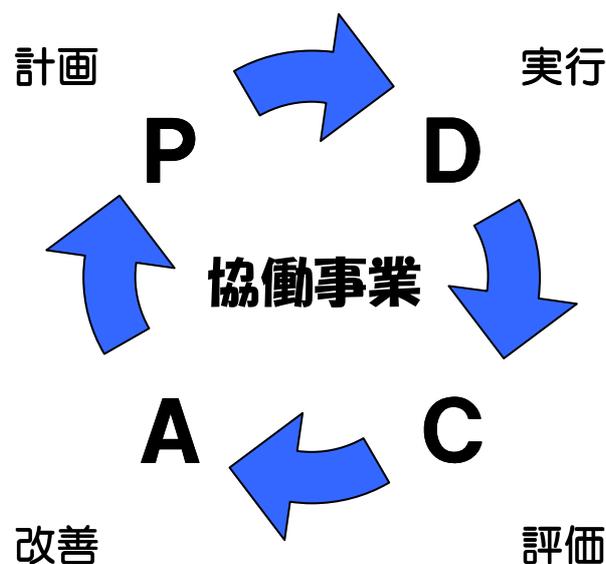
そのため、協働事業を展開する際のPDCAサイクルの確立が必要不可欠です。

#### PDCAサイクルとは？

効率的な事業の進め方で、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)を順に実施します。最後の改善では、評価結果をもとにして次回の計画に結び付けます。

この手順を繰り返すことにより、事業の質の向上と継続性が図れます。

1. 計画《Plan》 : 事業計画を作成します
2. 実行《Do》 : 計画に沿って事業を進めます
3. 評価《Check》 : 事業の中間時点や終了時点で過程を振り返り、計画に沿っているかどうかを確認します
4. 改善《Action》 : 事業が計画に沿っていない部分を調べて改善をします



## 2 評価・改善の仕組み

協働事業を進めていく中で、「お互いにぎくしゃくする部分」、「本当にこれで良いのか…？」と、疑問に感じる部分が生じてくると思います。

重要なのは、この協働ルールブックを基にして、いかにお互いの長所を最大限に引き出しながら、協働事業を円滑に進めていくかということです。

そのため、協働事業を評価・改善する仕組みが非常に大切になってきます。

### 《評価・改善の流れ》

- 1) 協働で事業を行う際には事業を計画する時点から、中間時点や事業終了時点での評価・改善ができるように点検項目を決めておきます。
- 2) お互いに評価をし合い、それぞれ評価した結果に差がある箇所に着目し、「この差が生じた原因は何か?」、「これらの評価を次の展開にどのようにつなげるのか?」、その手がかりを見つけます。
- 3) 評価を行うことで見えてきた「改善すべき箇所」について、お互いに話し合い、改善方法まで明らかにし、次の協働事業で生かせるようにしておきます。
- 4) 評価結果及び改善内容については公開します。これにより、これから協働を行おうとする団体の「お手本」とすることができます。

### まち育て豆知識 (その3)

#### 《小牧で社会貢献活動を行う団体の数》

このルールブックでは「市民活動団体」「地域コミュニティ」という言葉が頻繁に使われますが、実際に小牧では現在どれぐらいの数の団体が社会貢献活動をしているのでしょうか？

- 特定非営利活動 (NPO) 法人・・・11 法人 (県内 1140 法人)
- 市民活動団体・・・約 200 団体 (市民活動センターもしくはボランティアセンターへの登録団体)
- 地域コミュニティ (行政区)・・・125 区

ご覧のとおり 200 以上もの団体が何らかの社会貢献活動をしています。もし、これらの力を集約できればとてつもないパワーが生まれると思いませんか？ただし、個々の団体、行政がバラバラに活動をしていても効率的とは言えません。

効率的にパワーを伝達するためにも協働の仕組みを構築することが必要です。



## 第4章 市民が輝き活気あふれる小牧を目指して

### 1 協働推進に向けての基盤整備

第1～3章では、原則や姿勢などの協働の仕組みについて述べてきました。しかしながら、実際に協働していくことは決して容易なことではありません。お互いが理解し合いながら進めるためには多大な労力と時間が必要です。そのためには以下のような、これまでのやり方や考え方にとらわれない協働のための基盤整備が必要です。

#### 1) 市民活動の育成

小牧市市民活動推進条例に定めるように、市民の自発的な活力をまちづくりに生かしていくことが大切です。今後、さらに多様化することが想定される市民ニーズに responding していくためにも、

- ・ 市民活動（ボランティア活動）の啓発
- ・ 活動支援体制の整備
- ・ 市民活動を評価する仕組みの確立

など、市民活動が活発に行われる環境づくりが重要です。

#### 2) CSR（事業者の社会的責任）の推進

CSR活動は、今後の企業価値を決定する大切な理念です。特に、事業所の多い小牧市においては、この活動の推進がよりよい地域を創造するための大きな原動力となります。関係機関との連携も図り、事業者の社会貢献活動とまちづくりが調和していく基盤整備が必要です。

#### 3) 行政の意識改革（行政改革）

協働は対等な立場でかつ市民の目線で行わなければなりません。また、課題を真摯に受け止めて着実に対応していく姿勢が必要です。従来のやり方を継承するのではなく、市民活動に対する理解を深め、創造的に取り組む意識が必要です。

#### 小牧で活躍する市民活動団体③「家庭文庫ぱれっと」



設立/2002年8月 会員数/40名

代表者/野地優香里さん

■本の読み聞かせや貸し出しをしながら、子どもと本をつなぐ活動を通して子ども同士、親同士がふれあい、学びあえる場を提供しています。

また、子どもだけでなく、育児世代の「おとな育て」のヒントとなる本も揃えています。「本を通じて、子どもも大人も楽しく育っていくことを伝えたい」という想いが活動を始めるきっかけです。

## 2 今後の課題

### 1) 『元気なまちづくり（実務）』編の策定

本ルールブックについては、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政の相互の立場を理解してもらえよう、協働の基本的な事項を定めることに重点を置いた「理念編」であるため、今後、これを基にして、実際の事務手順を定めた【実務編】を追加策定していくこととします。

### 2) 協働推進組織の設置

協働事業を成功に導くためには、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政によって構成し、協働事業への移行を促したり、協働事業の評価・改善を行う協働推進のための組織を設置する必要があります。

### 3) 協働推進コーディネーターの育成

協働の際には、市民・市民活動団体・地域コミュニティ・事業者及び行政のパイプ役となり、事業を円滑に進めるためのコーディネーターが必要不可欠です。

### 4) 資金助成制度の拡充

多くの市民活動団体が抱える悩みとして、「活動資金の不足」が挙げられます。よりよいまちを育てようとする思いがあっても、活動資金が不足しては、思いを形にすることは困難です。そのため、市民活動団体のまち育てを支援する資金助成制度の拡充が求められています。

### 5) 公の施設における指定管理者制度の導入促進

公の施設の管理運営が民間組織でも行うことが可能になったことにより、児童館やコミュニティ施設などの管理運営を市民活動団体・地域コミュニティが担うことで、より市民に身近で、利用されやすい施設となることが考えられます。行政には、市民・地域から必要とされる施設運営をすることが求められています。

### 6) ルールブックの見直し

今回策定した本ルールブックについては、

- 変化する社会情勢及び市民ニーズ
- 協働事業の実施結果及び評価・改善内容

を基にしながら、必要に応じて見直しをしていきます。



### 1 ルールブック策定方針

#### ＜1 策定の主旨＞

##### 近年の社会情勢

近年、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、市民ニーズや価値観が多様化し、行政だけでは担いきれない地域課題も増えてきています。こうした課題に対して、志を持って自主的に活動する市民（市民活動団体）の姿が数多く見られるようになりました。また、これからの地方自治のあり方として、行政主導ではなく、市民と行政が良きパートナーとして協働し、地域の課題に対して取り組んでいくことが求められています。

##### 小牧市の現況

小牧市では、平成17年度に、市民活動推進に関する基本事項を定めた小牧市市民活動推進条例を施行し、よりよい地域社会の実現に寄与することを目指すとしました。第9条では、「市は事業の実施に当たっては、市民活動団体の特性を活かすことができる分野において、市民活動団体の参入機会の提供に努めるもの」と規定しています。

##### 協働ルールブックの必要性

公共サービスへの参入機会の提供の際には、市民（市民活動団体）と行政が、互いの立場を尊重し、相互理解を深め、適切な関係を構築することが必要不可欠です。また、行政にあっては、官民の役割分担の見直しを行う必要も出てきます。こうしたことから、小牧市市民活動推進条例で定める基本理念を踏まえ、市民（市民活動団体）と行政との協働をより円滑に行うために、各々が考慮すべき点、注意すべき点をまとめた『協働ルールブック』を策定することとしました。市民と行政の協働に際してのルールを明確化することで、相互理解が深まり、協働事業を円滑かつ効果的に推進することが可能となり、市民参画によるまちづくりが推進されます。

#### ＜2 策定の意義（効果）＞

##### 市民の自治意識の向上

まちづくりへの市民参画が推進されることにより、市民がこれまでのように行政に依存する傾向から脱し、自らまちづくりを行うという自治意識の向上につながります。

##### 多様な市民ニーズへの対応

市民の多様化するニーズに対して、公平・均一なサービスが求められる行政では、十分な対応が困難になってきています。このようなニーズに対して、様々な特性を持った市民活動団体と協働で事業を行うことにより、ニーズに沿ったサービスの提供が可能となります。

## 市民の目線に立った行政

行政は、市民（市民活動団体）との協働で事業を行うことにより、市民の目線により近い立場で事業が実施され、行政の体質改善につながります。

また、これまで単独で行ってきた行政サービスを、協働による実施に転換していくことで、行政サービスの見直しと効率化を図ることができます。

### ＜3 ルールブック策定委員会構成＞

今回のルールブックの策定にあたり、行政の主導にならないよう、また、より市民ニーズに沿ったルールブックとするため、様々な領域で活動している市民により策定委員会を構成し、市民と行政の協働による策定を進めることとしました。

- 市民・市民活動団体・ボランティア団体については、市内の市民活動団体の中間支援を行っている特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク、市内のボランティア団体の中核的役割を担うボランティア連絡会、協働実績を持つ市民活動助成金交付団体から、その他各種団体として、小牧商工会議所、小牧市社会福祉協議会、社団法人小牧青年会議所から委員を選出しました。
- 行政側については、市民活動と関わる機会の多い部署より委員を選出しました。
- 学識経験者もしくは有識者による協働促進アドバイザーを置き、ルールブック策定におけるアドバイスを行っていただきました。



## 小牧で活躍する市民活動団体④

### 「アレルギーっ子のつとめ クリスマスローズ」

設立/2006年11月 会員数/16名

会長/土方裕美さん



■食物アレルギーを抱え、毎日の食事に制限がある子どもたちが、「みんなと同じものを一緒に楽しく・美味しく・安心して食事できるように」との願いを込めて、調理実習や勉強会を開催しています。このような事業を通じて、「食物アレルギーを持つ子どもが暮らしやすい環境づくりをしていきたい」、「母親の心理的不安を少しでも払拭したい」、同会の活動を支える想いです。

## 2 『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定までの経過

2007. 6. 13	『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会発足
6. 26	<p>第1回策定委員会…中部公民館 意見交換会</p> <p>テーマ：◆ NPO・ボランティア団体から見た行政 ◆ 行政から見たNPO・ボランティア団体</p> <p>NPO関係者、行政職員に分かれて意見を模造紙にまとめ、発表していただき、行政は協働を進めるために何を改善していけば良いのか、NPO・ボランティア団体は公金(税金)を適正に使うことへの責任・重要性の認識など、互いのやるべき事項の共有を図りました。</p> 
7. 9	<p>第2回策定委員会…小牧市役所 意見交換会</p> <p>テーマ：◆ NPOと行政、自己の特長と課題</p> <p>第1回とは逆転の発想で、それぞれ自己分析を行い、長所短所を導き出し、それを分析することにより、NPOが活動していく中で何を求め(ニーズ)、何が足りないのか、そのうち行政としては何を支援できるのか、また、行政では行き届かない公共サービスでNPOが担えることは何かあるのか、「相互理解・相互補完」の必要性について考えました。</p>
8. 2	<p>第3回策定委員会…パークアリーナ小牧 ケーススタディ：『外国籍市民との共生』</p> <p>小牧における具体的な地域課題を例に挙げ、そこから協働の可能性・あり方を探りました。1回目のテーマは、県下で2番目に人口割合が高く、対応が急務となっている「外国籍市民との共生」を採り上げました。</p>
8. 23	<p>第4回策定委員会…市公民館 ケーススタディ：『地域防犯』</p> <p>小牧における具体的な地域課題を例に挙げ、そこから協働の可能性・あり方を探りました。2回目のテーマは、県下でも犯罪発生率が高く、継続的な地域課題となっている「地域防犯」を採り上げました。</p> 
2007. 9. 13	<p>第5回策定委員会…パークアリーナ小牧</p> <p>勉強会と称して、本格的な『協働ルールブック』の策定に入る前に、「小牧市市民活動推進条例についての基礎理解」、「市民活動と協働の意味・意義」等について各委員の共通理解を図るため、改めて勉強会を行いました。</p>

<p>10. 1 10. 29</p>	<p>第6回策定委員会…小牧市役所 第7回策定委員会…小牧市役所</p> <p>グループワーク：</p> <p>◆ ルールブックには何が必要なのか？ A～Cグループに分かれて、それぞれ『協働ルールブック』策定作業を行いました。</p>	
<p>11. 26</p>	<p>第8回策定委員会…パークアリーナ小牧 成果発表会 各グループで策定した『協働ルールブック』案の成果発表を行いました。 意見交換会 テーマ：</p> <p>◆ ルールブックに地域コミュニティを盛り込むかどうか？ 以前から提起され、検討課題となっていた、ルールブックにおける地域コミュニティの位置付けについて意見交換を行いました。</p>	
<p>12. 3</p>	<p>第9回策定委員会…小牧市役所 第8回策定委員会で提出された各グループ案を集約した『協働ルールブック』原案について、全体討議を開催し、最終調整を行いました。</p>	
<p>2008. 1. 4 ～2. 4</p>	<p>『協働ルールブック（案）』に対するパブリックコメントの実施 結果：市民、市民活動団体から合計21通、50件の意見が寄せられました。</p>	
<p>3. 6</p>	<p>第10回策定委員会…小牧市役所 パブリックコメントで寄せられた意見をもとに、内容の調整を行い、策定委員会としての『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』が完成しました。</p>	
<p>3. 18</p>	<p>『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』の提出 小牧市長あてに策定委員会より、策定した『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』を提出しました。</p>	
<p>3. 24</p>	<p>『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック【はじめの一步（理念）編】』 <b>運用開始</b></p>	

### 3 『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会 委員名簿

職名は就任（平成19年6月）当時

氏 名	所 属
<b>協働促進アドバイザー</b> 武長 脩行	椋山女学園大学文化情報学部 教授
<b>策定委員会委員長</b> 秦野 利基	NPO法人こまき市民活動ネットワーク
<b>策定委員会副委員長</b> 伊藤 裕介	小牧市総務部総務課
<b>策定委員会</b>	
舟橋 伸治	NPO法人こまき市民活動ネットワーク
加藤 昌範	NPO法人こまき市民活動ネットワーク
松浦 詩子	小牧市社会福祉協議会ボランティアセンター ボランティア連絡会
長谷川 隆彦	小牧市社会福祉協議会ボランティアセンター
平坂 礼子	一色コスモスサポート学習の会
杉本 祐造	生涯学習ボランティアこまき
横井 和夫	小牧市社会福祉協議会ボランティアセンター
中嶋 洋喜	小牧商工会議所
肥田野 良政	社団法人 小牧青年会議所
山下 美代子	小牧市監査委員事務局
松永 祥司	小牧市教育委員会文化振興課
古澤 健一	小牧市企画部企画課
清水 靖史	小牧市環境部環境政策課
安藤 誠	小牧市福祉部介護保険課
井戸 紋子	小牧市会計課
水野 雄介	小牧市建設部道路課
松浦 一将	小牧市福祉部福祉課
山本 和久	小牧市市民部生活課
大平 守	小牧市教育委員会生涯学習課

(敬称略・順不同)



まちを育む 市民と行政の協働ルールブック

～市民が輝き活気あふれる小牧を創造する「協働の手引き」～

発行年月／平成 2 0 年 3 月

発 行／小 牧 市

作 成／『まちを育む 市民と行政の協働ルールブック』策定委員会

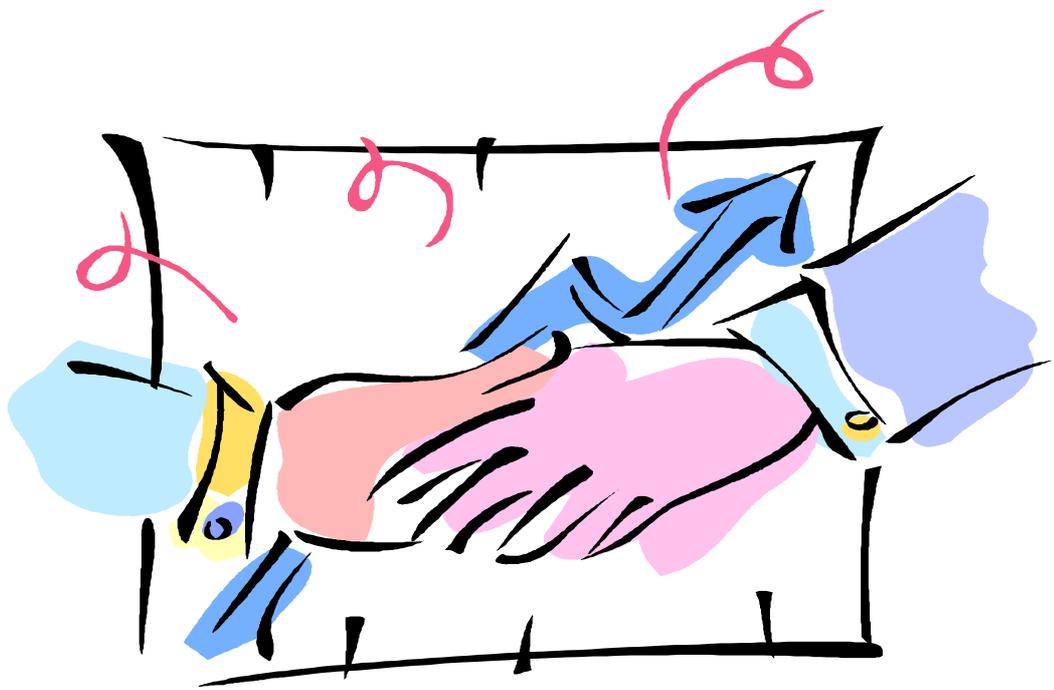
編 集／小牧市企画部企画課

〒485-8650 小牧市堀の内一丁目 1 番地

TEL 0568-76-1105 FAX 0568-75-5714

E-mail : [Kikaku@komaki-city.jp](mailto:Kikaku@komaki-city.jp)

URL : <http://www.city.komaki.aichi.jp/>



まちを育む 市民と行政の協働ルールブック

～市民が輝き活気あふれる小牧を創造する「協働の手引き」～